

第5期高齢者保健福祉計画。 介護保険事業計画を 策定しました

策定しました

急速な高齢化が進行する中、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況が大きく変化しています。市では、高齢者が、住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らせるよう、高齢者に関する福祉・保健・医療サービスを総合的に推進するとともに、介護保険制度の適正な運営を目指し、「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

計画の趣旨と期間 この計画は、高齢社会における様々な問題に対応するため、福祉・保健・医療サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、高齢者福祉と介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定した運営を目的としています。計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。

基本目標、基本方針の設定(図) 高齢者保健福祉計画では、5つの基本目標を掲げ、高齢者の保健福祉計画を推進します。介護保険事業計画では、5つの基本方針を定め、介護保険事業を推進します。

東日本大震災義援金にご協力ありがとうございます
再び受付期間を延長しました

3月31日現在、皆さんからお寄せいただいた義援金の合計は、5767万6899円になりました。

方は、7月上旬に決定し、個別にお知らせします。計画書とパブリックコメントの内容の閲覧方法

場所は、情報公開コーナー(市役所4階)、高齢者支援課、五日市出張所、中央公民館、市内各図書館、市ホームページにも掲載

期間は、5月15日(火)まで
問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係・介護保険係(直通558・1969)

図 基本目標・基本方針の体系

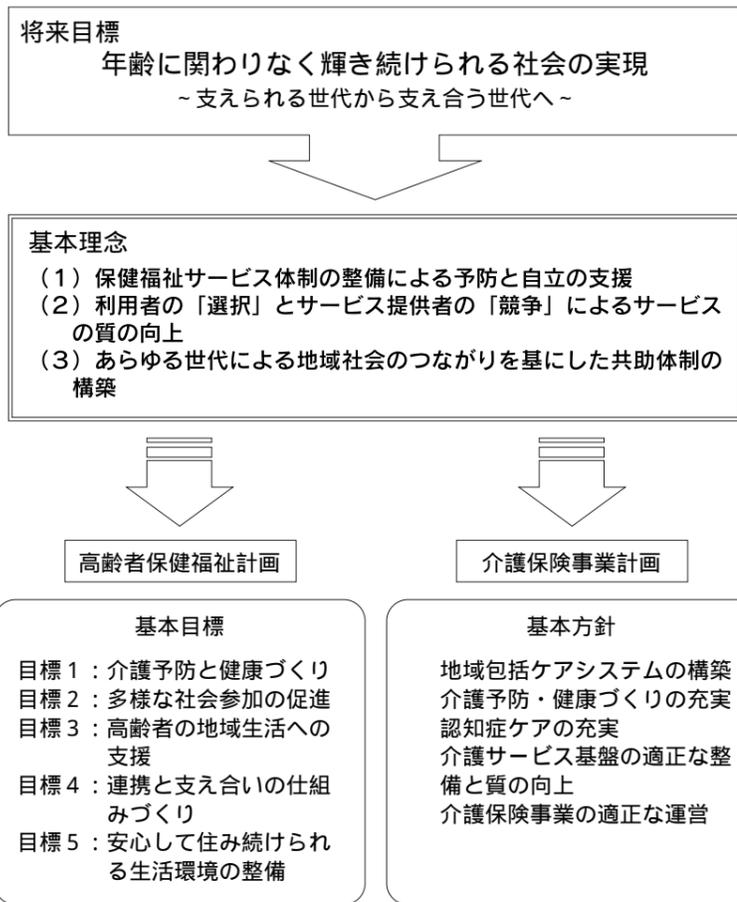


表 第5期介護保険料(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料		
		割合	月額	年額
第1段階	生活保護受給者と住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	0.419	1,800円	21,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.419	1,800円	21,600円
特例第3段階(新設)	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.558	2,400円	28,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.675	2,900円	34,800円
特例第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.814	3,500円	42,000円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.000	4,300円	51,600円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.093	4,700円	56,400円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.256	5,400円	64,800円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.558	6,700円	80,400円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.721	7,400円	88,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1000万円未満の方	1.837	7,900円	94,800円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の方	1.977	8,500円	102,000円

合計所得金額とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

あきる野市暴力団排除条例を制定しました

市では、暴力団排除の取組姿勢を明確にして、社会からの暴力団排除を進めるため、「あきる野市暴力団排除条例」を制定し、4月1日に施行しました。

この条例は、平成23年10月1日の東京都暴力団排除条例施行に伴い制定したもので、市民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

暴力団を排除するために、市民、事業者の皆さんの協力が欠かせません。暴力団には毅然とした態度で対応をお願いします。

条例の基本理念 暴力団が市民の生活や事業活動に不当な影響を与える存在であるという認識のもと、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、警察などの連携と協力により暴力団排除活動を推進します。

条例の主な内容 市は市民や警察などと連携し、暴力団排除活動を推進します。

市民と事業者は、暴力団排除に協力するよう努めます。

市は暴力団からの不当な要求を拒否し、必要な措置をとります。

市は市が行う契約に、暴力団が関与することを排除するために、必要な措置をとります。

市は暴力団に公共施設を利用させません。

市は市民などが暴力団排除活動について理解を深められるよう、警察などと連携し、広報と啓発をします。

国民年金保険料 学生納付特例制度

大学・専修学校などの学生で、収入が少なく保険料を納めることが困難な方は、本人の前年の所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付を先送りすることができます。10年以内であれば、納付できます(追納)。ただし、

病後児保育をご利用ください

対象児童 市内に住所があり、保育所などに通所している児童で、病気の回復期にあることから集団保育が困難で、保護者が勤務などにより家庭で育児にあたることが困難な児童。

期間 原則として7日以内(特別な理由がある場合は延長可能)

実施施設 秋川あすなろ保育園

費用 児童一人当たり月額2000円

申込み 秋川あすなろ保育園病後児保育室(50・9570)

問合せ 子育て支援課 子育て支援係